

山梨県公報

号外第十五号

平成三十一年

三月二十九日

金 曜 日

目 次

- 山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例……………五
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………一四
- 山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例……………一四
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一四
- 山梨県土地収用手数料条例の一部を改正する条例……………一五
- 山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………一七
- 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………一八
- 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………四二
- 山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………四三
- 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………四三
- 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………四七
- 山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例……………四八
- 山梨県衛生環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例……………四八
- 山梨県森林総合研究所手数料条例及び山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例……………四九
- 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………四九
- 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例……………五〇
- 山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例……………五一
- 山梨県都市公園条例等の一部を改正する条例……………五一
- 山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………五六
- 山梨県運動適性検査手数料条例の一部を改正する条例……………五九

- 山梨県公営企業の設置等に関する条例及び山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例……………五九
- 山梨県介護医療院に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………六〇
- 山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例……………六〇
- 山梨県副知事の定数条例の一部を改正する条例……………六一
- 山梨県県産木材利用促進条例……………六一
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………六四

条例のあらまし

○山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三号)(行政経営管理課)

- 1 平成三十一年四月一日に甲府市が中核市に指定されることに伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正
中北保健所の所管区域から、甲府市の区域を除く。
 - (二) 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正
浄化槽保守点検業者の登録の対象区域から、甲府市の区域を除く。
 - (三) 山梨県屋外広告物条例の一部改正
屋外広告物の登録の対象区域から、甲府市の区域を除く。
 - (四) 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正
規制等の対象区域から、甲府市の区域を除く。
 - 2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四号)(市町村課)
- 1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務について、次の改正を行うこととした。
 - (一) 平成三十一年四月一日に甲府市が中核市に指定されることに伴う一部改正
 - (2) 中核市が処理することとされている法定事務について、移譲先の市町村から甲府市を削除する。
 - (二) 市町村が処理することとする事務の追加等の一部改正
- (1) 新たに市町村が処理することとする事務として、建築確認申請等の受理ほか計

た。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例**（条例第十五号）（建築住宅課）

1 建築基準法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 用途制限等に係る特例許可手続に係る手数料を定めることとした。
- (二) 壁面線指定を行った場合の、建築物の建蔽率に関する制限の適用除外の許可に係る手数料を定めることとした。
- (三) 既存の一の建築物に係る用途変更に伴う二以上の工事を行う場合の全体計画に関する特例の認定に係る手数料を定めることとした。
- (四) 興行場等としての使用の許可に係る手数料を定めることとした。

2 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○ **山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例等の一部を改正する条例**（条例第十六号）（県民生活・男女参画課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

- (一) 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例
- (二) 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例
- (三) 山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第十七号）（リニア推進課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、県立リニア見学センター体験学習施設の利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例**（条例第十八号）（財産管理課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、行政財産使用料の額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県衛生環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例**（条例第十九号）（福祉保健総務課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(一) 山梨県衛生環境研究所手数料条例

(二) 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例

(三) 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例

(四) 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例

(五) 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例

(六) 山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県森林総合研究所手数料条例及び山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）（森林環境総務課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める手数料の額及び利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

- (一) 山梨県森林総合研究所手数料条例
- (二) 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（産業政策課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

- (一) 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例
- (二) 山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例
- (三) 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例
- (四) 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例
- (五) 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（観光企画課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料の額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

- (一) 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例
- (二) 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例**（条例第二十三号）（農政総務課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める手数料の額又は利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第百十三号) 附則第二条の規定により実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程とみなされる短期養成課程の指導員養成訓練については、この条例による改正後の山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例第十条第一号及び第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十五号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

山梨県建築基準法施行条例(昭和三十六年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「仮設興行場等」の下に「並びに法第八十七条の三第五項及び第六項の規定による許可を受けた建築物」を加える。

第二十三条の二、第二十三条の三第一号、第三号及び第四号、第二十三条の四第二項、第二十三条の六第二項、第二十三条の七第二項、第二十三条の八、別表第四第二号の表備考並びに別表第六の一の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

別表第六中五十六の項を六十一の項とし、五十二の項から五十五の項までを五項ずつ繰り下げ、同表五十一の項中「第八十六条の八第三項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同表五十三の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>五十四 法第八十七条の二第一項の規定に基づく既存の一の建築物に係る用途変更に伴う二以上の工事を行う場合の全体計画に関する特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>既存の一の建築物に係る用途変更に伴う二以上の工事の全体計画の特例認定申請手数料</p>	<p>二万七千円</p>
<p>五十五 法第八十七条の三第五項の規定に基</p>	<p>興行場等としての使</p>	<p>十二万円</p>

づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査

五十六 法第八十七条の三第六項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査

別表第六中五十の項を五十二の項とし、十四の項から四十九の項までを二項ずつ繰り下げ、同表十三の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同項を同表十五の項とし、同表十二の項中「第五十三条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「十六万円」を「三万三千元」に改め、同項を同表十四の項とし、同表第十一の項を十三の項とし、十の項を十二の項とし、九の項の次に次のように加える。

<p>十 法第四十八条第十六項第一号の規定に基づく増築等の許可の申請に対する審査</p>	<p>用途地域等における増築等許可申請手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>十一 法第四十八条第十六項第二号の規定に基づく住居の環境悪化防止措置が講じられている建築物の建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>住居の環境悪化防止措置が講じられている建築物の用途地域等における建築許可申請手数料</p>	<p>十四万円</p>

附則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十六号

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例等の一部を改正する条例(山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部改正)